一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価方式）

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第７条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和８年11月16日

高知県知事

記

第１　入札に付する事項

１　工事名（工事番号）	県営住宅日高団地２号棟全面的改善建築主体工事 （債公建第8-27号）
２　工事場所	高知県高岡郡日高村下分38-3
３　工事の概要	高知県高岡郡日高村下分38-3地内の県営住宅日高団地２号棟における建築一式工事 県営住宅の全面的改善建築主体工事　一式 RC 造　4 階建　住戸 23 戸・集会室１室の内部改修工事 S 造　4 階建　階段・廊下・EV シャフトの増築 EV 設置　1 基　外構工事等
４　工事日数（完成期限）	295日
５　予定価格	事後公表
６　審査方式	**事後審査方式** 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。
７　落札方式	**施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）** 入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。
８　入札手続	高知県電子入札システムによる。 自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表構成員が電子入札システムに登録している電子証明書を使用して、申請及び入札を行うものとする。なお、申請にあたっては、共同企業体名を入力すること。 各通知等は代表構成員が登録したメールアドレスに送付するので注意すること。
９　低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

第２　入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

なお、以下に示す共同企業体（構成員２者）により参加できるものとする。

1 共同企業体の要件			1　各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の30%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。 2　代表構成員は、構成員間相互で建築一式工事（建設業法第２条第１項に規定するもの。以下同じ。）の格付の等級が異なる場合には、上位等級の者であること。 3　この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。 4　各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する組合でないこと。
2 代表構成員の要件	企業要件	資格等	ア　高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、建築一式工事について令和８年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和８年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における建築一式工事の格付がＡ等級で総合点数が９００点以上であること。 イ　建築一式工事に関して、建設業法第３条第１項第２号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
		施工実績	アからエまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 ア　平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 イ　受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 （出資比率について、ＷＴＯ対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） ウ　最終請負金額（税込）が１億円以上であること。 エ　ＲＣ造，ＳＲＣ造、Ｓ造による建築一式工事であること。
	配置技術者要件	資格等	ア　この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経営業務の管理責任者（建設業法第７条第１号若しくは第15条第１号に規定されるもの）でないこと（許可業種は問わない。）。 イ　この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き３か月以上雇用されている者であること。 ウ　一級建築施工管理技士又は一級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であって、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
		従事実績	問わない。
3 その他の構成員の要件	企業要件	資格等	高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者で、建築一式工事について令和８年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和８年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における建築一式工事の格付がＡ等級で総合

			点数が７６０点以上あること。
	配置技術者要件	資格等	ア　この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経営業務の管理責任者（建設業法第７条第１号若しくは第15条第１号に規定されるもの）でないこと（許可業種は問わない。）。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第２項の規定及び建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の５の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第３の２に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。 イ　この公告の日以前にその他の構成員に採用され、申請時に引き続き３か月以上雇用されている者であること。 ウ　一級建築施工管理技士又は一級、二級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

第３　入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和８年12月４日（金）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前８時から午後８時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後５時とする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業）） https://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/ippankyosonyusatsu/
2 設計図書の閲覧方法		設計図書等収録のCD-ROMを貸与するので、別添の設計図書等貸出申込書に必要事項を記入のうえ、第６の入札実施機関へ持参すること。
3 設計図書等の質疑	提出方法	入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
	提出期限	令和８年12月９日（水）午後５時
	回答期限	令和８年12月16日（水）
4 入札書の提出	入札期間	令和８年12月16日（水）から令和８年12月22日（火）までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前８時から午後８時まで)。ただし、最終日の提出期限は午後５時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	令和８年12月25日（金）午前９時から
	場所	高知県土木部技術管理課（※第６）
6 追加書類（落札候補者のみ）	提出先	高知県土木部技術管理課（※第６）
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して３日目の午後５時（いずれの日も閉庁日を除く）。

第４　総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。なお、代表構成員を評価対象とする。

（１）　同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要　　件
企業の評価	１　実績については平成28年度以降に、成績評定については令和３年度以降に元請として完成・引渡しが完了したものであること。なお、民間工事も施工実績として認める。 ２　受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 （出資比率について、ＷＴＯ対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。） ３　最終請負金額（税込）が１億円以上であること。 ４　ＲＣ造，ＳＲＣ造、Ｓ造による建築一式工事であること。
配置予定技術者の評価	１　企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 ２　従事役職は現場代理人、監理技術者、専任特例２号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、「同種・類似工事の従事実績の有無」に限り、担当技術者を含む。 ３　従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。

（２）　企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 （平成28年度以降） ※評価対象から除外する工事について、（６）を参照。	実績　有	10点
	実績　無	０点
同種・類似工事の成績評定 （令和３年度以降） ※高知県発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 ※評価対象から除外する工事について、（６）を参照。	成績評定点　80点以上	15点
	〃　78点以上　80点未満	12.5点
	〃　76点以上　78点未満	10点
	〃　74点以上　76点未満	7.5点
	〃　72点以上　74点未満	５点
	〃　70点以上　72点未満	2.5点
	〃　70点未満	０点

	直近の成績評定の最低点 （前年度実績） ※高知県発注工事に限る。	成績評定点　65点未満　無	０点
		〃　　有	－５点
	ISO マネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000シリーズと併せてISO 14000シリーズ又はエコアクション21 を取得	５点
		ISO 9000シリーズ、ISO 14000シリーズ又はエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
		ISO認証及びエコアクション認証 未取得	０点
地域性・社会性評価			
	ワークライフバランス推進企業認定の有無	ワークライフバランス推進企業認定　有	５点
		〃　　無	０点
合計		35点（合計点を６点に換算。）	

（３）　配置予定技術者の評価

評価項目		評価基準	配点
技術力評価			
	同種・類似工事の従事実績の有無 (平成28年度以降)	主任（監理）技術者等又は現場代理人としての実績　有	10点
		担当技術者としての実績　有	５点
		実績　無	０点
	同種・類似工事の成績評定 （令和３年度以降） ※高知県発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。	成績評定点　80点以上	15点
		〃　78点以上　80点未満	12.5点
		〃　76点以上　78点未満	10点
		〃　74点以上　76点未満	7.5点
		〃　72点以上　74点未満	５点
		〃　70点以上　72点未満	2.5点
		〃　70点未満	０点
	継続学習制度（ＣＰＤ）への取組 （取得単位数、有効期間：過去５年間）	推奨単位の10分の８以上	10点
		〃　10分の５以上 10分の８未満	7.5点
		〃　10分の３以上 10分の５未満	５点
		〃　10分の１以上 10分の３未満	2.5点

	・(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 ・(公社) 日本技術士会 ・(公社) 日本建築士会連合会 ・(一財) 建設業振興基金 ・建築設備士関係団体CPD協議会 ・(公社) 土木学会	〃　10分の１未満	０点
合計	35点（合計点を４点に換算。）		

（４）　施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	12.5点	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札に該当しなかった者にあっては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
	可	５点	
	不可	０点	
施工体制確保の確実性	良	12.5点	
	可	５点	
	不可	０点	
合計	25点		

（５）　施工計画の評価

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
施工上配慮すべき事項に関する所見 ①近隣住民（日高団地１号棟居住者、当該団地周辺にある住宅やグループホームの居住者）に対する安全上の配慮に関する工夫 ②周辺への騒音、振動の低減に関する工夫 ③周辺への粉塵の低減に関する工夫	特に優れた工夫がある	15点	本工事において、次の提案はオーバースペックと判断して評価しない。 ・①については、設計図書に計上している以上の交通誘導員の配置は評価対象としない。 ・②については、敷地境界における工夫（例えば、仮囲いの嵩上げなど）は評価対象としない。 ・③については、特になし。
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	５点	
	適切である	０点	
合計	15点（合計点を15点に換算。）		

（６）　総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」において、評価の対象としないものとする。

① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第７条の２第１項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事

② 受注者が独占禁止法第３条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第７条の２第18項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事

③ 受注者が独占禁止法第３条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事

④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第５　提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 （申請時に電子ファイルで添付する書類）	1　一般競争入札参加資格確認申請書（様式１） 2　企業の評価項目一覧表（様式５） 3　配置予定技術者の評価項目一覧表（様式６） 4　施工上の課題に関する所見（様式９） 各項目150字以内(句読点、スペースも文字数に計上する)で記載すること。必要に応じて参考図等の貼付け（枠内）を可とし、１項目あたりＡ４サイズ２ページ以内とする。
入札時に 電子ファイルで 添付する書類	工事費内訳書
追加書類 （落札候補者が提出する書類） ※持参又は郵送	1　同種工事の施工実績（様式２）及びその挙証資料 2　配置予定技術者名簿（様式３）　及びその挙証資料 3　配置予定技術者の重複について（様式４）（※該当する場合のみ。） 4　令和８年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5　総合評価方式関係資料 表紙 6　様式５の挙証資料（様式７－１を含む。） 7　様式６の挙証資料（様式８を含む。） 8　代表構成員の特定建設業許可の写し 9　協定書（様式10） 10　使用印鑑届（様式11） 11　委任状（様式12）

第６　入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-8570　高知県高知市丸ノ内１丁目２番 20 号

高知県土木部技術管理課契約担当

電話　　088-823-9813

FAX　　088-823-9263
E-mail　ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp

第７　その他事項

１　この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

２　低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

（１）　直接工事費　　設計金額の85％
（２）　共通仮設費　　設計金額の80％
（３）　現場管理費　　設計金額の90％
（４）　一般管理費等　設計金額の68％

３　質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

４　この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。

５　この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第２の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが１部ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第３の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

６　入札時積算数量書活用方式の適用

① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

７　工事費内訳明細書の提出

① 入札時積算数量書に基づき工事費内訳書を作成した受注者は、入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示した工事費内訳明細書を、契約後10日以内に、発注者に提出しなければならない。（商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）

② 工事費内訳明細書は、前項③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

8　本工事は、高知県週休2日促進工事実施要領（営繕工事編）における「選択－Ⅰ型」の発注方式である。

9　本工事は、建設業法第26条第３項第２号に規定する監理技術者（専任特例２号による監理技術者）の配置は認めない。

10　この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第２号）第２条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。